

福祉 障害

4月から施行される
障害者差別解消法
について

野本 翔平
(新政策研究会)

問 障害者差別解消法のPRはどのようにするのか。

答 ホームページに周知啓発ページを公開、市報3月号に見開きの周知啓発記事を掲載し、あわせて市役所や地域公民館で啓発パンフレットの配布を予定している。

問 職員の対応要領作成についての認識はどうか。

答 作成は努力義務とされているが、本市では障害を理由とする差別の解消を積極的に推進するため、作成を検討する。作成にあたり、当事者の意見を反映させることも検討する。

問 差別をされた、と感じたときの相談窓口はどこか。

答 福祉課窓口をはじめ、北埼玉障害者生活支援センターや人権擁護委員とも連携を取りながら対応していく。

問 差別を解消するための条例制定についての認識は。

答 埼玉県では自民党議員による議員提案で条例案が提出

予定と聞いているため、この動向を注視したい。当事者団体との意見交換会でも条例を制定するべきとの意見をいただいている。今後も調査研究を続けていく。

問 本市職員の障害者雇用率はどのくらいか。

答 国及び地方公共団体の障害者の法定雇用率は2・3%となっており、本市における平成27年度の雇用率は2・35%であり、法定雇用率を満たしている状況である。

介護事業
地域包括
ケアシステム
について
大河原 梅夫
(公明党)

問 現在進めている地域包括システムとは、主に在宅の要

介護高齢者が医療、介護、介護予防生活支援、住まい等のサービスを一体的に利用できるようにする体制である。本市の地域包括ケアシステムのスムーズな運用のために現場を知る者同士が地域包括ケア

システムを具現化する為に、大きく情報の幅を広げることでも大変に大切な事と考える。その様な考えはあるか。

答 平成28年度には医療介護の関係機関、地域包括支援センターの代表者による推進協議会を立ち上げ、医療と介護の連携における課題の具体的な解決方法を検討していく。

問 介護専門医や家族からの要望や相談に応じ、訪問診療や訪問看護師のコーディネート業務、往診への登録、患者情報との共有、緊急時の入院先確保といった業務を行う形で地域包括ケアシステムを具現化していく。

●循環バスについて

問 西循環コースの利便性が悪いとの市民の声にどう対応するか。

答 利用しづらいとの指摘を解消できるよう時間帯により右回り、左回りを交互にするなど、利用者の利便性が高くなるべく低下しないよう配慮すると共に利用者間のバランスを考えながら平成29年度からの運行に向け調整を図りたい。

○「その他の主な質問」
○デマンド交通について

社会 教育

地域公民館の
トイレ改修を

香川 宏行
(新政策研究会)

問 公民館は、不特定多数の地域住民や市民、他市の方も

含め多くの方が利用する施設である。また、避難所にも指定されており、災害時には昼夜を問わず地域住民の避難先となる。これを踏まえ、誰もが使用しなければならぬトイレの清潔さ、快適さはとても重要である。これまでも年次計画においてトイレの改修は進めているが、温水洗浄便座付きのトイレは桜ヶ丘公民館だけである。他に多目的トイレを有する7公民館では、温水洗浄便座がない状況である。温水洗浄便座は一般家庭をはじめ、日本人にとって必需品と言われるまで生活に密着した衛生機器となっている。今後の公民館におけるトイレ改修の予定は。

答 地域公民館のトイレについては、平成21年度から改修工事を行い、27年度の南河原

公民館をもって全て終了する。これに伴い、ほとんどの洋式トイレに暖房便座が設置されることとなる。

問 男女トイレに1箇所ずつ温水洗浄便座を設置すべきと考えるが、その必要性和見通しについて市の見解は。

答 地域公民館は数も多く、また、不特定多数の方が使用するため、管理面で衛生上の課題等もあり、一般家庭の普及状況や他の公共施設の状況等も勘案し、維持管理費用の課題等とあわせて、引き続き検討していく。

インターネット配信スタート

4月から3月定例会の録画放送がはじまりました。6月からは生中継も予定しておりますのでぜひご覧ください。

